

經濟論叢

第七十一卷 第二號

ブルジョア經濟學の俗流化と民族問題

…………… 出口 勇 藏 (1)

實業同志會の向背 …………… 市 原 亮 平 (11)

庄屋リコールの問題 …………… 編 堀 江 英 一 (31)

は し が き …………… 堀 江 英 一

徳川時代における山城國の農民闘争 …………… 大 槻 弘

備中倉敷における新祿古祿の抗争 …………… 内 藤 正 中

ドイツ鐵鋼業の管理形態 …………… 中 村 忠 一 (49)

[昭和二十八年二月]

京都大學經濟學會

實業同志會の結黨

——日本政黨史における實業同志會の役割(一)——

市原亮平

「實業同志會」は、日本政黨史上にはじめて商工業中間層の旗幟を掲げてあらわれた政黨であり、護憲三派連合の勝利した第四九議會に出現し、犬養内閣の第六十議會に事實上の解散をとげている。いわば、政黨政治の確立にさがけてあらわれ、その没落にさがけて退陣したといえよう。

この商工黨の性格規定をめぐつて、當時の無産政黨指導者は激しい論争をまじえているが、中間層政黨であることは疑いえない。さらに、「新中間層」に基盤を置いた「革新クラブ」「革新黨」「明政會」とも異なり、「舊中間層」(「經濟的中间層」)——「プロシヤ型」資本主義進化により、「初期獨占」がそのまゝ「近代的獨占」に轉化せしめられ、その壓迫のもとに「中小企業問題」として把へられきたつたところの——に支柱を置いた商工黨であることも、また、疑いをいれなところである。

「自らを代表することはできない。代表してもらわねばならない」中間層が、獨力で中間政黨を結成することは不可能であるが、「實業同志會」もまた大紡績資本の首導によつて、はじめて結黨されたのである。——以降、昭

和七年にいたる本黨の歴史は、まごまごと當年における商工業中間層の向背をつたえている。

われわれは、以下、「實業同志會」(のち、「國民同志會」と改稱した)の政界における諸活動を見ることによつて、今日の中小企業層の政治的動向にたいする多くの示唆を得たいとおもう。

註(1) 赤松克麿氏は本黨を自由主義グループと考へ、「一個の資本黨」であることはいうまでもないが、「治安維持撤廢其他社會政策を主張する限りにおいて」「我國家機關を支配する政商資本家に對して反抗意識を有し、かなり鮮明な自由主義を掲げて政界に乗り出した政黨」であると論ぜられた。——これに對し、志賀義雄氏は「赤松氏は相對的關係(支配階級内部の相互關係である)——市原)の評價にのみ急であつて、支配階級と被支配階級の矛盾の急速な發展には少しも言及されていない」「武藤山治が社長たる鐘紡の資本家的支配關係を一度でも調べた人は、彼が結局、金融資本家の傀儡に過ぎざるを發見する」と駁論された。

(2) 「革新クラブ」は、大正十一年十一月に林田龜太郎ら無所屬クラブの一派、尾崎行雄、島田三郎ら憲政會の脱退組、犬養毅の率いる國民黨が集合したものである。「革新黨」は、「革新クラブ」が犬養一派の脱落で解散したのち、尾崎、林田、清瀬一郎らによつてクラブ存続のため結黨されたもの(昭和二年六月)。「明政會」は第一次普選後、「新自由主義」を標榜し、鶴見祐輔らによつてできた議員團。

(3) 資本主義經濟は生産の技術的高度化と組織化、および政治行政組織の發展の結果として、サラリーマン・インテリ層をうみ出し、さらに獨占資本主義段階にはいるとますます肉体労働を規制・支配する頭腦労働者として、かれらの比重はたかまる。醫師、著述家などの自由職業者もこれに準じ、社會輿論の指導層となる。——これ、「新中間層」である。これに對し、日本資本主義の特殊な(プロシヤ型の)發展の結果、獨占資本主義段階におよんで、なお、鞏固に存続してきた中小商工業者——これを「旧中間層」(または「經濟的中間層」)とよぶ。

(4) 「同志會」が「大日本實業同志會」から生れてくる事情に關してはひとまず別稿、「日本型ブルジョア・リベラリスムの『經濟的背骨』——武藤山治の鐘紡時代について——」(『經濟學雜誌』近号掲載)を参照されたい。

「I」 「結黨」と「綱領」。

大正十二年四月二十三日、實業團體「大日本實業組合連合會」の行きづまりを打開するため、「此際既成政黨に對抗して代議士を選出しよう。從來、我々も代議士を應援してみるが、結局彼等は黨議に抱束せられて正論を吐き得ない。これでは無意味だから、既成政黨外に立つて我々を眞に代理する者を議場に送らなければならぬ」といふ主旨で、政黨「實業同志會」が結成された。根據地は關西、とくに大阪であり、織物同業組合、糖業同業組合、土木同業組合などの同業組合組織が母胎となつてゐる。大阪中心の同業組合は、「大日本實業組合連合會」からの關係もあつて、積極的な支援を與えたが、關東の實業同業組合幹部は冷淡で、「此運動に對し支持は愚か反對の氣勢さえ見えるのであります。『何、大阪の贅六奴が、』という單なる感情に左右せられて居るのですから仕末に困りました」といふ實情だつた。

- (1) 公民講座(國民會館刊) 武藤山治追悼号、五六頁。
(2) 同、五七頁。

發會式における「宣言」と「綱領」「政策」は、端的に「實業同志會」の性格を浮彫りにしてゐる。まづ「宣言」を見よう。

宣 言

人類歴史ありて以來、社會の發達は生産の増加に伴ひ、國家の繁榮は經濟の充實に懸ること、東西史乘の明に示す所なり。從つて生産に關聯する經濟問題は、實に一國政治の中樞たらざるべからず。是を以て經濟的智識經驗を有する眞面目なる實業家の

政治に關與することは、國運隆昌の爲め極めて緊要なることに歸す。然るに我が國の實業家は由來政治に冷淡にして、事あれば、即ち政府政黨に哀訴歎願し、敢て自ら起つて國政に關與し國策の樹立に力を致さんとせず。是れ吾人の最も遺憾とする所なり。

斯くて我國の政治は、所謂専門政治家に壟斷せらるゝに至れり。憲法發布以來茲に三十五年、國民の多數は依然として政治的自覺なく、政黨の弊害愈々甚し。今にして速に覺醒し黨弊を刷新するに非ずんば、國家の前途眞に憂慮すべきものあらん。

茲に於て吾人相諮り、實業同志會を組織し、左記綱領に基き政治の革新を行い、國運の發展を圖らんと欲す。その特に商工業の振興を主張し、惡税の廃止を要求するは、生産の増加が國民民福の基礎にして、負擔の輕減が國力充實の要件なりと信ずればなり。……………若しそれ、國民全体の幸福を増進すべき社會的施設にして、國費に依るべき必要あるものに至つては、吾人は進んで、これが實行に努力すべきは言うを待たざるなり。

今や吾人は、既成政黨の外に立ち、獨立して本會を組織するに至りたりと雖も、素よりこれ現在の政黨到底頼むに足らずと思惟するに因る。敢て好んで黨を樹て争を繁くせんとするものにあらず、従つて他日我國の教界にして廓清せられ、立憲政治の完全なる運用を見るに至らば、吾人は欣然として本會を解散し、各其の主業を同じうする政黨に参加せんと欲するものなり。

つぎに「綱領」と「政策」を見よう。

「財政行政を整理し、國民の負擔を輕減せんことを期」（綱領）し、「財政の民間經濟壓迫を排斥」（政策）しているが、これはひたすら民間資本の潤澤をこいねがふ、権力と結合して、産業資本（すなはち紡績大産業資本及び中小産業資本）の見地が一貫している。——つぎに、「公衆の利益を無視する國家の保護及之を獲んが爲めになす總ての請託及運動を排斥し綱紀を振興せんことを期」（綱領）し、「産業にたいする國家の干渉を除去すること。産業の經營に反對すること」（政策）をうたつてゐるのは、獨占資本主義にとつては必然の產物である政府と利權との結合を排し、政治の經濟化、經濟の政治化を斥ける中小産業資本の利益を代表しているからである。——さらに、「適切なる社會政策を實行し、人心を安定せしめんことを期」（綱領）し、「普通選舉の問題を今日の如く未

決のまゝに置くは、國民思想に悪影響を及ぼすを以て、速に普通選舉實行時期を定め、官民共に其の準備に着手すること」(政策)を主張しているのは、資本主義の一般的危機の波及(米騒動)以降、階級対立が尖鋭化し、「無産階級は資本家にたいし復讐的反感をもち、機會あらばこれに一撃を加えんとしている」から、地主と金融資本の彈壓機構が労働者の反撥を激成しないよう、かつ社會政策で經營内の産業平和がまもられるよう念願する産業資本や中小企業の立場がつかぬかたである。

(3) 武藤山治「政界革新運動と實業同志會」三三頁。

(4) 「宣言」を見ても「綱領」「政策」を見ても、「政治的自由主義」の主張が全然なく、絶対主義國家にたいする評價も、たんに軍事費の膨脹が民間資本を壓迫するから、「海軍は華府會議の決定に基きこれを縮少し、新規計画は國防の安全に必要な限度にとどむること」「陸軍については國民的軍事教育を振興し、常備軍を整理減少すること」(政策)、あるいはますます集權化した「鞭」の彈壓機構が労働者の反抗を激成して「産業平和」を攪亂するからいけないという、全く消極的立場からの批判にすぎない。——このてん「革新クラブ」さらに「革新黨」が「普選即行」「帝國憲法の改正」を正面におしだして、日本型小ブルジョア急進自由主義のモデルをなしているのと異つてゐる。これは、實業同志會が「經濟的中間階級」を支柱として、「革新クラブ」「革新黨」が「新中間階級」すなはちインテリ・サラリーマン層に支柱を求めたてんの差異であり、端的にいえば一は「經濟的自由主義」の、一は「政治的自由主義」の主張にみづからの性格を浮彫りにしているのである。

——さらに附言を許されるなら、藏原惟人氏が「文化革命と知識層の任務」(世界、二十二年六月号)で提起された「岩波文化層」は、この「新中間階級」に代表されるのであり、「講談社文化層」は「經濟的中間階級」に代表されよう。「實業同志會」または武藤と「革新クラブ」または「革新黨」の左派が、「治安維持法」と「京大事件」に示めた反應は、「講談社文化層」と「岩波文化層」、さらに「經濟的中間階級」と「新中間階級」の、大正十三年と昭和八年における政治的動向を集中的に示めものである。すなはち、「自らを代表することはできない。かれらは代表してもらわねばならない」中間

層が、絶對主義的の軍部反動(軍部ファッション)の社會的支柱となつてゆく悲劇の歴史をしめす。

- (5) 實業同志會の主張する社會政策は、プロシヤ型の軍事的・封建的性格をもつてであり、「貧困不具者救護養老年金實施」とともに「退職軍人陸兵及戦死者の優遇」が「政策」のなかにくりこまれ、のち田中内閣の手によつて「政實協定」の結果實施されたわけである。

要するに、その新黨としての出發にせめられた「實業同志會」は、金融資本の寡頭支配にたいする大紡績産業資本の蹶起であり、益々尖锐化した階級對立を緩和し自らを防衛せんとする開明商工業者の政黨進出にほかならない。

- (6) 開明的商工業者の政黨進出という場合、あくまでも相對的なことで、金融資本家黨と對比していつているのである。——もはやこの段階にあつては、「工業クラブ」や「經濟聯盟」などの金融資本家団体は、「資本家武装必要論」をふりかざし、政友會内閣に表現されるもつとも露骨な彈壓政策をくだてはじめていた。すなわち「工業クラブ」の理事であり、三菱の總務理事であつた木村久壽彌太は「資本家も労働者に諸君に對する一種の武器を整えて合理的な解決をとげねばならぬ」「お互いの温情主義も營成である。然し乍ら勞資間の今日の有餘が温情主義や協調主義ばかりでは到底解決できない程度に立ち至つてゐることは、甚だ悲しむべき且つ動かすべからざる事實として承認し」、資本家もまた武装せよ、と呼びかけている(木村久壽彌太、「資本家武装必要論」、實業之世界、大正十五年十一月号)。

〔2〕「治安維持法」反對。

大正十三年、山本權兵衛内閣が虎の門事件で挂冠したあと、樞密院議長清浦奎吾が貴族院中心の超然内閣をつくつた。特權打破、憲政擁護の聲がかまびすしく、議會解散後の總選舉は、政府・政友本黨と憲政會・政友會・革新クラブの護憲三派との激しい對立となつた。實業同志會もはじめて總選舉に臨み、三十數名の立候補者中八名が當選した。(表一)

- (7) 當選者は皆、同業組合、實業組合連合會に脚を置いていた。たとえば、その一人田中讓氏は大阪土木同業組合長であつた。

獲意三派内閣は第十五議會に野黨時代から懸案であつた「普選法案」を提出し、それとだきあわせて、國体および私有財産を否定する思想と行動を彈壓するため稀代の悪法「治安維持法案」を提出した。

(8) 「實業同志會」の普選にたいする態度は、「革新クラブ」などの急進的即行論ではなかつた。——普選は必至である、然し普選が實施されたからとて、政界はよくなるぬ。その根本は國民的自覺である、ゆえに、政府は速かに普選實施の時期を定め、其準備期間に全速力で政治教育を行え、というのが武藤の意見で、即行論ではなかつた。要するに「普通選挙の問題を今日の如く未決の儘に置くは、國民思想に悪影響を及ぼす」(政策)、したがつて個別の經營内部における勞・資の階級對立の激化をおそれ、その「安全弁」を普選に求めたのである。

〔表一〕 當選者數および當選率。

政黨	當選者數			當選率		
	市部	郡部	計	市部	郡部	計
憲政會	三八	一一四	一五二	三三、三	三二、六	三二、七
憲政友會	一九	八二	一〇一	一六、七	二三、四	二一、八
護憲革新クラブ	一三	一七	三〇	二一、四	四、九	六、五
政友本黨	二七	九七	一二四	一四、九	二七、七	二四、六
實業同志會	八	—	八	七、〇	—	一、七
中立	一九	四〇	五九	一六、七	二、四	一二、七
計	一一四	三五〇	四六四	二〇、〇	一〇、〇	一〇、〇

武藤山治は實業同志會を代表し、本法案に反對の立場より、本會議においてつぎのごとき質問演説をおこなつた。——

まづ、冒頭にいう、「本案の目的とする所には全然替成する」、しかし「我國の治安を維持する方法について、その緩急の上に政府と所見を異にするがため」

反對する、と。さらにいう、「近年我國の思想の動搖の甚しき事實に付ては、私もこれを認むるものであります」が、「思想の動搖を來した主なる原因は、過去幾十年間に亘る我政治が國民經濟を誤つたためである。」だから、「全國の農民は農村振興の聲を百度聽かされるよりも、米を賣つて買うところの味噌と醬油の一錢でも安いことを望んでいる。又都市における種々の勞働法規を制定する約束を承るよりも、現在其身邊に襲い來る所の失業の苦しみと餓渴より免れんことを禱つて居るのであります。」

さらに彼は、本法の不備を備いていう、「諸君、此治安維持法の最も不可なる点は、善人を不安に置くことであります。」「實際上に於て此法律を運用する場合に於ては、人に食品を今日供與して、明日其人が共產主義者に思想を變えた場合の其間の取扱いが、諸君いかにこれを明らかにすることができるのでありますか。」「此法律が通過するときには、世の善人に脅威を與え、總ての人々は危險を感じ、金錢上の慈善行爲にまで大影響を及ぼす、とあるのであります。」

最後に彼は、本法案の最も不可なる点として、「知識階級に對して不安を與えること」をあげ、「いかなる國に於ても知識階級に不安を與える法律を制定して、其國が亡びないものは、歴史上一つもありません」と斷じ、「思想の動搖する根本に向つて斧を揮はずして、唯枝葉末節たる思想に對する此維持法案を制定し、後に善人や知識階級に向つて不安を與えるが如きは、一國の政治に於て、これ以上不可なるものはないと考えます。」と結んでいる（傍点市原）。

(9) 第五十回帝國議會、衆議院議事摘要（上卷）、八六九—八七三頁（衆議院事務局）。

採擇の結果、委員會案に反對の者は僅か十八名で、憲政、政友、政本、革新の四派の大多數二四六名は、この稀

代の悪法に替成したのである。¹⁰⁾

(10) 「治安維持法案」にたいする「革新クラブ」の左派清瀬一郎、湯淺凡平の絶対反対論は注目された。委員会において、清瀬一郎は、私有財産制度の否認を合法的手段に依つて爲しても猶罰するという事は、世界各国と比較して、我國の立法としては慨歎にたえぬ。將來無産階級の進むべき道は、私有財産制度に指を染めることであるが、この事を今回禁止するは實に時代を解せざるも甚だしいものである、と絶対反対の立場をあくらかにした。

また、湯淺凡平も、絶対に排斥すべき性質の國体變革と然らざる性質の私有財産制度變革とを混同して、これに同一の刑罰を科するは時代錯誤である、と反対意見を述べ、さらに「本案は此適用の範圍は全く無制限であり、且つ刑期に於ては是が十年となつて居る……そればかりでない、過激法案は所謂暴行、脅迫、若くは不法の手段に依る所の行爲を罰しているが、本案はそれ等の制限なく、總ての行爲が罰せらるゝ、ということになつて居る」と斷じ、「此法案が公布された曉に於きましては、其結果は我國の言論は著しき壓迫を被り、我國の無産階級の活動は殆ど根底より阻止さるゝ」と憂えて居る。さらに警察官が「治安警察法」の濫用でいかに普選運動を取締つて居るかにつき言及し「殆ど人類としての取扱は致して居らぬ。極端なる言葉を以て申しますれば、恰も餓えたる獅子が群羊を驅るが如く、實に非人道極まる所の待遇を吾々の同胞、吾々の同志に向つて加へて居る。吾々は此事實を只今想い浮べても、實に悲憤の涙に咽ばざるを得ないのであります。又是よりも更に甚しきは、彼の労働運動に對する所の今日の取締の實際は如何であります。實に恐るべき暴狀を呈して居るではありませんぬか」と叫んでいる（前掲、八五四—八五八頁）。

清瀬、湯淺兩氏とも吉野野造によつて口火をつけられた、「政治的デモクラシー」思想の立場が一貫しているが、武藤氏の場合は基本的には政治的不經濟や利權化を斥ける「經濟的デモクラシー」の立場からの反對である。したがつて、滿洲事變を契機とする國家獨占資本主義の強化にともない、從來の武藤氏の根本主張である「經濟的自由主義」―「自由放任主義」が放棄され、「從來は私は政府に寄纏るのを避くべきであるといつたのであります、今日の如き非常の場合に於ては、國家の方で國民經濟を徹底的に救ふといふのが、政府の職分である。」（昭和七年七月、日本網業クラブ、網業講演會）とされ始めたとき、もはや「自由主義」の「背骨」は残らなくなる。（傍点市原）

昭和八年、京大事件のときに彼の述べた見解を見よう。もはやこの段階における商工業中間層（講談社文化層）がほとんど、自由主義を守ろうとする「背骨」がなくなつていたことは、武藤氏個人の發言からも明らかとされる。「岩波文化層」のピークをなす京都大學教授團の孤高獨歩の斗いにたいし、武藤氏はいう——「大學教育と雖も、立身出世への要素たる知識と品性と經驗とを與ふべきであつて、大學教育であるからとて、學生が大學を出て社會に立ち實業に従事するに當り、立身出世に妨げとなるような講談社的（市原）常識の線路を外れた學說を濫りに教ふるべきでない」「昨今京大法學部教授の態度の如きは、特權階級に反抗するが如くにして、しかも帝國大學に研究の自由という、一種の特權階級的資格を獲得せんとするのであり、其行動たるや矛盾の甚だしきものである」と（「時事新報」八年六月十二日）。（傍点市原）

われわれは實業同志會（従つて武藤の）の「治安維持法」反對が、當時の客觀的情勢の反映であることを知るとともに、その反對の立脚地が極めて底の淺い、「實學」的立場からなされ、こゝに悲劇的な岩波文化層と講談社文化層の斷層の端緒が存したことを認めざるをえないのである。

〔3〕 「震災手形法案」及び「緊急勅令案」反對。

若槻民政黨内閣は第五十二議會に、懸案の「震災手形法案」を提出したが、國民の血税によつて賄はれた國庫金から二億七百萬圓の巨費が小數の政商資本家救済のため放出され、しかも、うち一億萬圓が震災とは大して關係のない政商鈴木商店の救済に充當されるというので、本法案反對の聲は院の内外を問はず、激しくなつた。

鈴木商店の番頭金子直吉は、¹¹⁾ 政友本黨幹部金光庸夫、東京商工會議所會頭藤田謙一（いづれも鈴木三人男と稱せられた）を驅使して、法案の反對派議員に黃白を撒いて買収を圖つたという¹²⁾ ことであり、「震災手形法案」と鈴木商店の關係は、世上の話題にのぼつていた。

(11) 金子直吉と鈴木商店のことに関しては「金子直吉傳」（金子、柳田兩翁頌德會編）を参照されたい。

(12) 政友會の東武は次のごとく、「震災手形法案」にたいする反對演説を行い、金子直吉の暗躍を傳えている——「新聞の傳ふ

所るに依れば、本黨の金光庸夫君と田中万逸君とは此法案の通過に對して鈴木商店の旨を受けて、毎日黃白を散じて運動をして居る……東京『ステーション・ホテル』の鈴木商店の金子直吉君、東京商工會議所の會頭たる所の藤田謙一君、是等の人々が日夕各委員を訪問し、我黨の幹部にも屢々往來したと云ふやうな事は、天下公知の事實である」と(五十二回帝國議會「衆議院議事摘要、上」七〇六頁)。

武藤は、三月九日の本議會で、最も大膽に(政友會は武藤の氣勢に引張られたといふ)本法案に反對した。

「私は明白に是は政商を救済する、政商のために吾々國民に負擔を課する所の、最も、極悪なる所の法案であると思ふ。……片岡藏相は何か國家は金貸業でも營んで居るやうに仰せられる。まるで人を助けるのを國家の義務であるやうなことを仰せられる。もし國家が救済する必要があるものならば、社會の最下層に於て今日衣食にも窮して居る者を何故救済しないか、苟も世に政商を稱せらるゝ者を助けんが爲に、五分利子公債を發行して之を貸付けるといふやうな法案を、此不景氣の世の中に提出せられた所の雄氣に私は感心致します」——と。

(3) 前掲、六六九—六七二頁。

ついで三月十八日、「政商救済法案反對國民大會」が實業同志會のほか震災手形法案反對同盟會、政友會、自由法曹團の四派連合で行われ、警官千六百人の圍繞するなかで、武藤をはじめ尾崎行雄、東武など代議士有志が交々たつて彈劾の辯をふるつたのである。

本法案は遂に民衆の反對をよそに議會を通過したが、討論のなかで暴露された台灣銀行の不健全經營と鈴木商店にたいする不良貸付關係は、市中銀行の台銀に對するコール回収をまきおこした。かくて、台銀は資金難のため危機に頻し、狼狽した政府は台銀救済の緊急勅令案を上奏するにいたつた。四月十五日、實業同志會は本案阻止のため、武藤會長の名において、關東本部の千葉(三郎)代議士に左の訓電を發し、樞密院精査委員會を歴訪せしめた。

「今回の緊急勅令案は實に言語道斷なものである。政府は台銀及び政商と國家とを混同している。これをこの上

救済せぬために台銀が支拂停止をなし、政商が破綻し、その結果財界に動搖が起つても、これは極めて一時的のものにすぎない。しかるにかゝる國民全体の負擔に歸すべき特殊銀行や政商を救済することを議會の協賛を経ずして緊急勅令により斷行することは……將來わが國の治安を紊す原因となるもので、その輕重論を俟たない」¹³⁾と。

(14) 朝日經濟年史、昭和三年版(金融恐慌誌 四五一—四六頁)。

本上奏案が樞密院で否決され、金融恐慌の直接の契機をなしたと、周知のごとくである。

〔4〕 「政實協定」。

第五十四議會解散により、田中内閣の暴虐な選挙干渉下に普選實施最初の總選挙が行われた。實業同志會は三十名立候補し四名當選した。

各派の當落を掲げると、〔表二〕のごとくである。與黨たる政友會は第一黨になつたが野黨たる民政黨との差は僅かに一名であつた。

【表二】 第一次普選當落表。

黨派別	候補者	當選者	當選率	解散直前議員數
政友會	三四四	二二七	六、三一	一九〇
民政黨	三四一	二一六	六、三三	二一九
實業同志會	三〇	四	一、三三	八
革新黨	一五	四	二、六六	×
無産黨	八九	八	〇、八九	〇
中立黨	一五〇	一七	一、一三	一六
總數	九六九	四六六	二、七四	四五九

ひ合を名八十員ブラク生新は印×

政府與黨と野黨とは、過半数を獲得せんがために手段を選ばず、反對黨の切崩しと中立派議員抱込みのため、修羅的な暗躍を行つた。

こゝにおいて、實業同志會の四名は、政友、民政兩黨にたいしキャッチング・ポートを握る仕末となり、「今に自分のところえ頭を下げにくる、これは數の問題ではない、バ

フランスの問題だ」という武藤の豪語どおり、政友會から内田信也、民政黨から瀧正雄が來訪し、いづれも同志會をだきこんで過半数を得んと工作につとめた。

「同志會」は政友會と協定し（所謂「政實協定」）、政府與黨となつたかほりに、多年同志會の政策として掲げてきた、プロシヤ型社會政策（軍人廢兵の優遇・救護法の制定、を田中内閣の手によつて實現せしめた）。

田中内閣は内政に外政に浪曲的な時代錯誤症を暴露したのち、「滿洲某重大事件」（張作霖爆死事件）の責めを負うて野垂れ死んだ。「既成政黨打破」の旗幟を降ろし、「政實協定」を結んで政友會の御用黨と化した實業同志會もまた、政友會が蒙つた喧々たる惡評・指彈を分たねばならなかつたのである。

〔5〕 「解散」と「解黨」。

田中内閣のあとを承けて、四年一月十日、濱口民政黨内閣が成立し、直ちに金解禁が實施された。同卅一日に五十九議會が解散されて、第二次普選が實施され、同志會は十二名の候補者を立て、六名が當選した（表三）。

【表三】 第二次普選當落表

政黨名	立候補數	當選者數	解散當時	増	減	得票數	同志會も革新黨も、當選議員數においてこそ三名と二名の増加を見ているが、得票數に於て前回第一次普選のときより著しく減少している。中立
民政黨	三四三	二七三	一七三	⊕	⊖	五、四六八、一一四	
政友會	三〇六	一七四	二二七	⊕	⊖	三、九四四、四九三	
國民同志會	一一二	六	三	⊕	⊖	一一八、五〇五	
革新黨	六	三	一	⊕	⊖	五五、四八七	
無産諸黨	九五	五	七	⊕	⊖	五〇九、六二〇	
中立	七八	五	二四	⊖	⊖	三三九、九七六	
計	八四〇	四六六	四四五			一〇、四四六、一九五	

並びに中立的小會派は慘憺たる敗北を喫した。無産政黨は、當選議員數こそ減じはしたが、總得票においては、中間層政黨が著しく減じたなかに、とにかく一万票近くの増票を示していることは注目される。普選實施後の情勢は、二大階級政黨の對抗を漸くあらはし始め、この面からでも中間政黨の立脚地は狹隘になつた。

解禁恐慌の波浪のなかで、鍾紡に典型的に見られた資本制合理化（日本型の、労働強化と賃銀切下げを軸とした）の進行は、失業人口を五年一月における人口百人當り四、九三人から九月には五、五九人え、六年一月には六、三一人えと急増せしめていつた。「無能といわれようが、無策といわれようが、當分はジーツとしていてこの失業問題の趨勢を見よう」という安達内相に、武藤は、梅干と握りめしとを炊きだして失業者を救済しろ、と要求した。

いまや、金融資本本位の解禁恐慌に押しひしがれた産業資本、しかも獨占財閥とまだまだ完全に癒着し合生していない紡績大産業資本のイデオログが、爲替相場の低落し新平價による輸出商品の價格昂騰と債務の切捨て、景氣を立て直しのための金輸出再禁止論のチャンピオンになつたのは當然の理だつた。武藤は九月初めから全國各地を、「借金いかにして救ふか」「不景氣救治實策」のテーマのもとに、再禁止論を遊説して歩いた。九月二十一日、イギリスの金輸出再禁止の報をうけとるや、三十日には都下の新聞記者を集めて「井上藏相に對する公開狀」を發表し、解禁維持論に挑戦したのであつた。

佐郷屋（愛國社）の凶弾に倒れた濱口の衣鉢を繼いだ若槻の民政黨内閣は、平沼フアッシュ内閣をもくろんだ安達内相の協力内閣劇で、ぶざまにも閣内不統一で挂冠。「軍部が國政・外交に立入つて容喙することは憂慮に堪えない。この自分の心配を犬養に含ましておいてくれ」との「診念」をうけとつて政友會單獨内閣を、犬養が組閣したのが十二月十二日のことで、十四日には武藤が待望した金輸出の再禁止が行われた。「犬養景氣」の立ちはじめ

た七年一月二十一日、議會が解散されるや、國民同志會は聲明書を以て選舉運動・立候補の中止を發表し、忽とし、議會より「商工黨」の旗を卷いて退いたのである。

(5) 原田熊雄「西園寺公と政局」、二卷、一六〇頁。

七年一月二十一日、國民同志會を議會から引きもどしたのは、武藤個人ではなく、當年の商工業中間層であつた。選舉運動中止の演説を行つた（一月二十四日の「同志會」全國大會で）武藤の一言一句は、商工業中間層の動向を傳へて余す所がない。

先ず冒頭に「私が今回立候補を中止した主なる理由は私の過去八年間における政治生活の體驗に依り、今日日本に於て行われている政黨政治、政黨内閣なる者が、果して將來我々國民の利益幸福を生み出すものであるか、という事について疑問を有する様になつたことがそもその原因であります」という。いま既成大政黨の御用黨に墮したまゝ、腐朽した議會政治の枠内にとどまるか、「犬養景氣」にやうやく均霑しはじめた商工業中間層の救世主「軍部」に追隨して政黨政治の圏外に去るかの關頭に立つて、「同志會」はあきらかに后者を選んだのである。

「私が少數黨を率いて議席を占めて以來、世間には相當私の行動に就て理解せらるべき筈に拘らず、社會の有力階級にして心には政黨政治の弊害を憂ふる人々からも、時の移るに従い次第に支持後援を失ふの傾向を生じるにいたりました」。金融資本・地主黨に反旗をひるがえした同志會が「純眞なる中堅實業家」からも見捨てられたとき、「万事休す焉」であり、「斯くては私一個の微力にては到底たえ得ざる所」であるのは、當然のことである。

「私の最も憂えますのは、日本の今日の政治状態は恰も幕末の政情とよく似てゐることでありませぬ。……當時金持は老中や大名を巧みにとり入り、又醜弄して利益を得ておつた事は、恰も今日の富豪階級が兩大政黨の權力に依

つて、自ら利益を得んがため、色々結託するという状態に非常によく似ていたのであります。所が政治上の大變動がおこり、幕府の末路は遂に明治維新の完成となり、自己の利益にのみ腐心しておつた當時の金持階級は、資産を没收されたのであります¹⁶⁾。昭和七年の政情を幕末のそれと類比するのは、決して一武藤の獨斷でも失當でもない。げんに、農村中間層のイデオログである青年將校が、三月・十月の兩事件、五・一五事件に、「昭和維新」「國難來」の叫びをあげていてはないか¹⁷⁾。彼らは、農村恐慌で苦しむ農民の對敵を、半封建的地主ではなく、農村外の都市資本主義と財閥に求めさせ、半封建的地主小作關係を都市と農村の一元的な對立にすりかえ、「農本主義」の魔力で都市と獨占資本主義をふたつながら抹殺せんとくわだてたのである¹⁸⁾。——が、都市と資本主義を基礎にしてたつ商工業中間階級は、一握の金融資本財閥を吮咀はするが、農村中間層のごとくに「農本主義」を遵奉して都市資本主義を誅殺することはできない¹⁹⁾。「自ら墓穴を掘りつゝある金持階級に向つて反省を促し、國民全体の平和幸福を計る様に覺醒せしめたい」と演説を結んだ武藤の言は、財閥政黨に裏切られつゝも、なお、農村中間層的軍部とも相對的獨立的な商工業中間階級の孤獨な苦悶をつたえているのである。(傍点市原)

④ 前掲公民講座、九八—九九頁。

(初) たとえば、五・一五事件の被告三上中尉は公判でいう——「現在の日本は吾々の行動の有無に拘らず今日既に重要な轉機に立っている。……願はくば國民が眞に覺醒して昭和維新の實をあげて貰いたい、これ以外に念願はありません」と(木下半治「日本國家主義運動史」一四四頁)。さらに同じく、士官候補生後藤映範被告はいう——「第一に農村疲弊は心あるものゝ心痛の種であり、漁村然り、小中商工業者もまたしかりです。殊に一昨午秋は東北地方は不作のため農民は慘苦をきわめていた。その子弟は滿洲に出征しています。出征兵士に後顧の憂ひあるは國軍にとつて最も重大である。……これを一日捨て、おけば一日軍を危険に置くと考えたのである。これがためには徒らに看板のみを掲げている政黨、財閥を打倒する外

はないと感じたのである。(同、四五頁傍点市原)

(19)

丸山眞眞氏は、「日本ファシズム・イデオロギーの特質として、農本主義的思想が非常に優位を占めていること」をあげておられるが(軍洋文化講座2「日本ファシズムの思想と行動」一一〇頁)、これは當時の軍部反動が絶対主義反動であることをしめす。いま、北一輝と分れた大川脩明が組織した「行地社」の綱領をみると、もつとも西洋的教養の濃い大川ですら、もたざるを得なかつた「農本主義イデオロギー」がつぎのごとくかき上げられている。「拜外病より生じた模倣の二に属する商工業本位の資本主義的經濟政策を排して農本主義の産業立國策を樹つるは無論の事」、「中央集權より地方分權を、議會中心より自治本位を、都市偏重より農村振興を」と。いはんや愛郷熟主の橋孝三郎(五・一五事件の思想的背景となつた)にあつては、『日本愛國革新本義』において、つぎのごとく浪漫派的「農本主義」を主張する。「御承知の通り只今の世の中は、俗に申せば何でも東京の世の中であります。その東京は、私の目には世界的ロンドンの出店のやうにしか不幸にして映りません。とにかく東京のあの異狀な膨大にゆれて、それだけ程度、農村の方はたゞきつぶされて行くといふ事實はどうあつても否定できん事實です。そして只今位農民が無視され、農村の値打が忘れられたためしもありませぬ」と。さらに、つぎのよきなトルストイ主義的な田園讚美をしめす。「頭にくらかな太陽を戴き、是大地を離れざる限り人の世は永遠であります。……實に農本にして國は始めて永遠たり得るので、日本に取つてこの一大事は特に然らざるを得ないのであります。日本は過去たると將たまた將來たるとをとはず、土を離れて日本たり得るものではないのであります。」

日本における八・一五の日までの軍部のように、立憲君主制または共和制のもとでの軍部と異なつた、絶対主義的軍部にあつては、媒介的間接的ではあるが、固有の物的基礎としての半封建的農業關係の上部構造である、半封建機構造制(統帥權獨立や軍部大臣武官制など)を據点とすることによつて、半封建的支配階級の利益を代表している。したがつて昭和五年以降「農業危機」の激化によつて半封建的農業關係が虚構されはじめたとき、「地主は中農自作農や中小地主の農本主義を助長せしめつつ」「それらの力を、天皇制權力体系の中核、軍隊のなかにすみやかに導入し、そこで的一大勢力と化すことによつて、この對決(資本と地主の對立)を有利に導こうとした」というのは(石渡貞雄「帝國主義の展開過程における食糧問題の性格と地位」一一〇頁傍点市原)、ただししい。——かゝる意味において、「旧中間階級」(「經濟的中間階級」)と

(19)

いうも、商工業中間階級（中小工業主、小賣店主、大工棟梁など）と、農村中間階級（中小地主、自作農）とは、日本のように農村中間層が絶對主義的軍部との關連において極めて重要な機軸的政治地位をになり場合には、區別しなければならぬ。もちろん、中間層であるかぎり、商工業中間層も絶對主義的軍部反動（「軍部ファッショ」）の社會的基礎をなしたたが、農村中間層のように直接的な階級的支柱をなしてはならない。——この意味において、「日本のファシズム・イデオロギーの特質として、農本主義的思想が非常に優位を占めている」という丸山氏の指摘は、本質的なものであり、「農本主義」には同調できない都市の經濟的・中間層の獨目的な地位は明らかである。

三

絶對主義專制のもとにあつては、眞の議會政治の確立は望まれず、普選實施によつて端緒的にあらわれた二人敵對勢力の政黨的な對立も完全に成熟することなく、従つてその間に介在する中間層政黨も單一の政治的埒渦（議會）で完全に濾過されることなく終つた。議會外に盤踞する軍部反動の抬頭によつて、もろくも商工黨國民同志會はその社會的支柱をさらわれ、自らの存在理由を失つた。かくて中間層政黨はあるいは金融資本家的・大政黨の傘下に吸収され、あるいは議會外の軍部勢力に追隨して獨自の議會勢力としては解体し終つたのである。

註(1) 絶對主義のもとにあつては、たとえ立憲議會や政黨政治がおこなわれても、所詮、「絶對主義の陰部を蔽う無花實の葉」にすぎなく、ゆえに「本來近代國家の危機に示される管の社會的分裂がそのまま、政治的對立となつて現れず」「諸種の政治勢力が議會という單一の埒渦で濾過されることなく」（辻清明「日本官僚制の研究」二〇六頁傍点市原）、ブルジョアジーとプロレタリアートという二大階級勢力は十全な政黨的表現をみることができない。

ドイツ・ナチズムがファッショ獨裁を確立するのに一應形式的にせよ議會の最大數を占める必要があつたのは、共和制のもとにあつては社會的階級がそのまま議會という單一の埒渦で政治的對立を表現していたからである。八、一五以前の日本議會は、かゝる位置にはなく、中間層政黨の對決の仕方も異つていたわけである。

「新中間階級」の政黨は、「革新クラブ」にしる「明政會」にしる、離合恒なく忽ちに姿を洩しているが、これは資金難のためと「新中間階級」の浮動的性格のゆえである。これに比し、「經濟的中間階級」に基盤を求めた「實業」國民同志會」は、同業組合組織の上に立ち、大紡績資本のバック・アップを受け、八年の生命を保ち、急激な離散や解体は見なかつた。「同志會」の退散を決したのは、もっぱら社會經濟的諸情勢とそれに加える軍部の積極的な中間層迎合策——「軍部が三井や三菱の政策に不満な中小工業家を自己の味方に引き入れようとした。軍部が軍事註文の一部を故意に中小工業に割りあてゝいるのは、特色的なことである」——であり、これらが、商工業中間層に不吉ではあるにせよ「夢」をあたえることに成功したからである。——軍部をプリムム・モービレとし、中間層を軸とする國民的な反財閥の動流が、五・一五事件を契機とする「財閥の轉向」を強制したのはあきらかである。

(2) たとえば「革新クラブ」は大正十四年三月に早くも犬養一派が政黨資金に窮して、クラブを解散し、政友會の軍門に降つてゐる。これは「革新クラブ」が（「革新黨」も同様であるが）、金融寡頭支配の形成にとまなり、一時的に利害の共通した地方財閥と小ブルジョア中間層との過渡的抱合体で、「僅かに個人關係によつて維持されていたからであり」（一九二〇—三〇政治經濟年鑑）（東京政治經濟研究所V七頁）、革新クラブの解体は、若尾財閥（若尾璋八）とクラブの右派秋田清の演出になるものである（山浦貫一「日本の政治家」Aアテネ文庫V）。

この点、同業組合組織の上に立ち、大紡績資本を背後にもつてゐた同志會と異つてゐる。

(3) ヴェー・クドリヤエフ「日本における經濟恐慌」（ヴォルガ編「日本經濟批判」邦譯、二二四頁）。

(4) 鶏卵から鶏糞にいたるまで獨占的に販賣網をひろげ、中小資本の反感を招いた三井財閥は、滿洲事變以降池田成彬の手によつて「轉向」せしめられてゆくが、昭和九年にいたつて三井物産の徹底的商業主義を清算し（物産の責任者安川雄之助の退任）、「國內においては中小工業者を壓迫するよう、競争から離れるようになった」（和田日出吉「三井コンツェルン讀本」三一〇頁）

傍点市原)のである。その他三菱をもあわせ、「財閥の轉向」については「財閥轉向の経緯とその背景」(「日本財閥とその解体」八持株會社整理委員會V所載)を参照されたい。

われわれは、この商工黨「實業」國民同志會の政界への出沒を通じて、金融資本家的從屬的「旧民主主義」勢力に網羅した「經濟的中等階級」が、軍部の鐵腕に自らの階級の運命をゆだねることによつて、階級的自殺をまねいた、という一事を確認すれば足りる。

(5) 金融資本は、大戦後恐慌からの脱出路を「封建的土地所有制を上から讓歩的にある程度『改革』することによつて、構造的矛盾を緩和し、同時に國內市場を開始する態勢をとりつゝ、外國資本への從屬性を決定的に強化する方向」(井上晴丸「宇佐美誠次郎「國家獨占資本主義論」六四頁傍点市原)にもとめた。ゆえにこれを「從屬的旧民主主義勢力」と表現したのである。

(一九五二年八月二日稿了)

〔補〕

本稿は「實業同志會」の結黨母胎である「大日本實業組合連合會」の分析を含んだ長稿の前半を切りとり、かつ後半を半分圧縮したものである。順序よりすれば「大日本實業組合連合會」の解体とそれが「實業同志會」に發展してゆく社會經濟基盤を解明した別稿を先に發表すべき筈であつたが、手違ひ上逆になつた。別稿は「經濟論叢」にいつれ發表されるであろうから、参照されたい(一九五三年一月十七日記)。

執筆者紹介

出口勇藏	京都大學教授
市原亮平	大阪市立大學 經濟研究所 研究員
堀江英一	京都大學助教授
中村忠一	京都大學助手